

趣旨 ・ 目的

- 過去に公正取引委員会が行った学校制服に関する二つの取組（アドボカシー活動及びエンフォースメント活動）
- 当該取組の趣旨を踏まえ、その後の**学校における対応状況、学校制服価格の状況の変化を検証**

①アドボカシー活動

平成29年11月「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」

②エンフォースメント活動

令和2年7月「愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する排除措置命令等」

①平成29年報告書の概要

- 平成29年報告書では、公立中学校の制服取引において、独占禁止法又は競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等の有無を明らかにするとともに、**学校に対して期待する取組を提言**。

▼ 学校に対して期待する取組（一部抜粋）

○制服メーカー及び指定販売店等の選定について

- 学校においては、コンペ、入札、見積り合わせといった方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと
- 制服の仕様が学校独自であることを理由に制服メーカーを指定している場合においてその指定の必要性を確認すること
- 学校が、指定販売店等を案内している状況では、指定販売店等を増やすこと

○制服の販売価格への関与について

学校が制服メーカーに対してコンペや見積り合わせを行う際に学校が制服の販売価格に関与する場合に、

- コンペや見積り合わせにおいて制服メーカーに求める提示価格を販売店への卸売価格とすること
- 学校が販売店に対して販売価格を抑制するよう依頼する場合には、販売店が共同して販売価格の決定を行うといった独占禁止法違反行為を誘発しない方法で行われること

②令和2年命令の概要

- 令和2年命令では、豊田6校の制服販売業者が価格カルテルを行っていたとして、**排除措置命令**を行った。

▼ 排除措置命令のポイント

制服販売業者は、

- 共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定してはならない。
- 自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。・・・等

- 公正取引委員会は、豊田6校を所管する愛知県教育委員会に対し、**制服の販売に関して留意すべき事項を通知**。

▼ 当該通知内容のポイント

- 1 豊田6校によっては、
 - (1) 指定販売店各社の制服の販売価格等を掲載した共通チラシを作成するよう指定販売店に依頼していたこと
 - (2) 制服に関する自校の要望等を特定の指定販売店を通じて他の指定販売店に伝達していたこと
 - (3) 指定販売店各社を一堂に集めた打合せ会を開催していたことが認められた。
- 2 愛知県立高等学校が制服について前記1の依頼等をする場合、その依頼等が指定販売店による情報交換の契機とならないよう留意すべき。

調査方法

●アンケート

- ①無作為に抽出した全国の公立中学校（1,200校）及び公立高校（750校）（回収率約80%）
- ②愛知県豊田市に所在する県立高校6校

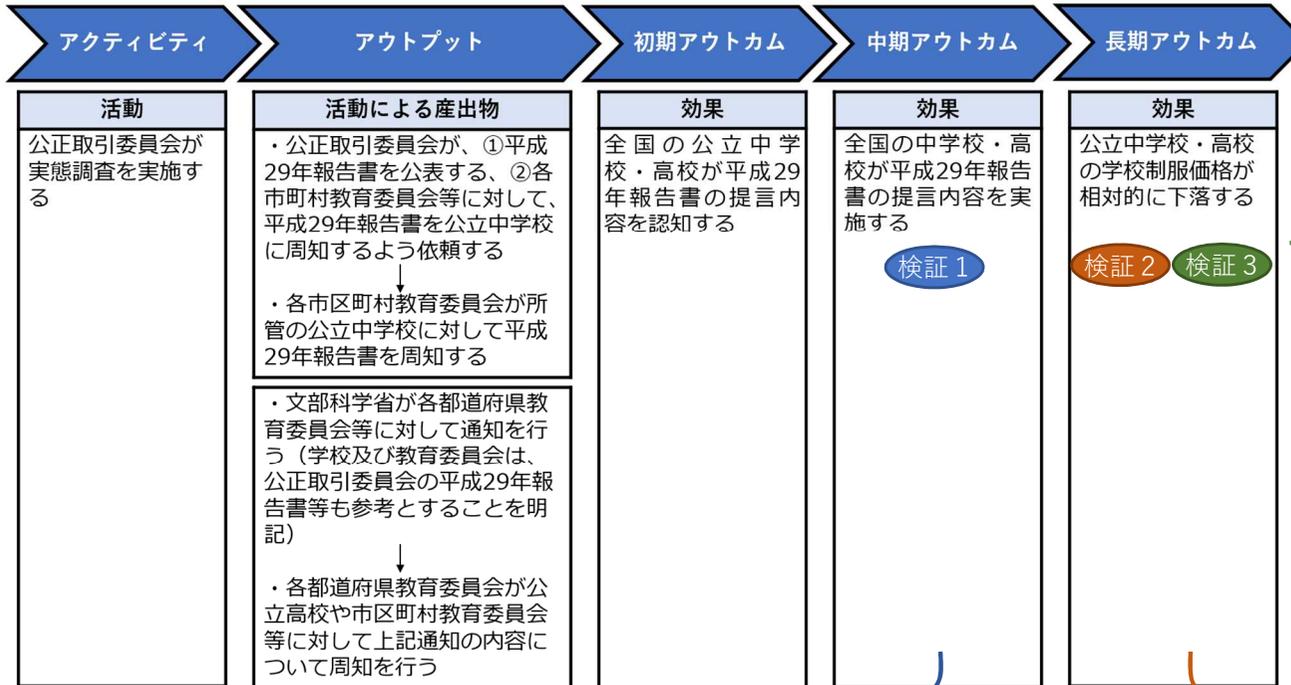


●分析

- ジックモデルを設定し、
- ①学校による上記提言等への対応状況、
- ②学校制服価格の状況、を分析（差の差分析などの経済分析を活用）

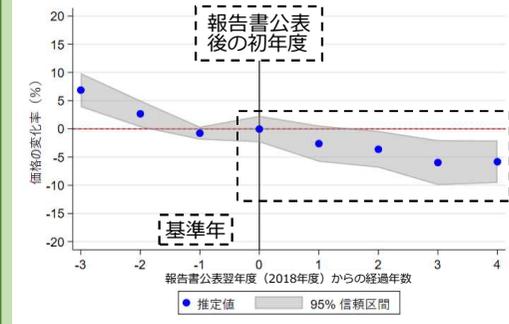
①平成29年報告書の事後検証の結果

▼ 平成29年報告書の事後検証におけるロジックモデル



検証3 ● アドボカシー活動を通じて発生した全体的な価格効果（長期アウトカム）

▼ アドボカシー活動全体を通じて発生した価格の効果（変化率（差の差）の推移）



全国の学校制服価格は、平成29年報告書公表以降、他の服製品の価格と比べ下落傾向

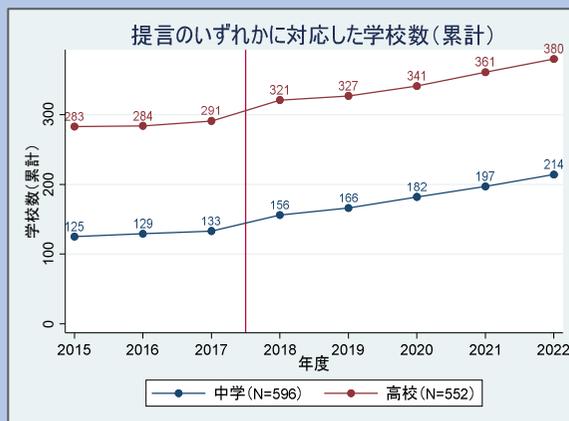
報告書公表翌年から4年後には5.8%の価格低減効果

（Synthetic差の差分析の結果）

検証1 ● 報告書提言の実施状況（中期アウトカム）

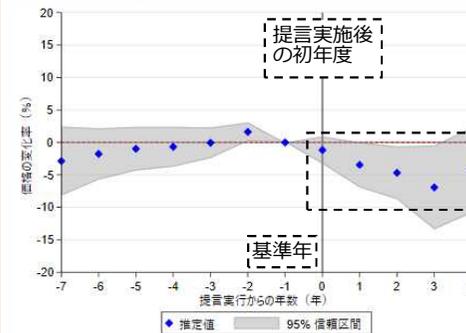
- 平成29年報告書における提言（スライド1参照）に係る事項を開始した学校が年々増加

- 報告書公表翌年度（平成30（2018）年度）以降は、より多くの学校がこれら提言を開始



検証2 ● 提言実施の効果（長期アウトカム）

▼ いずれかの提言を実施することの効果（変化率（差の差）の推移）



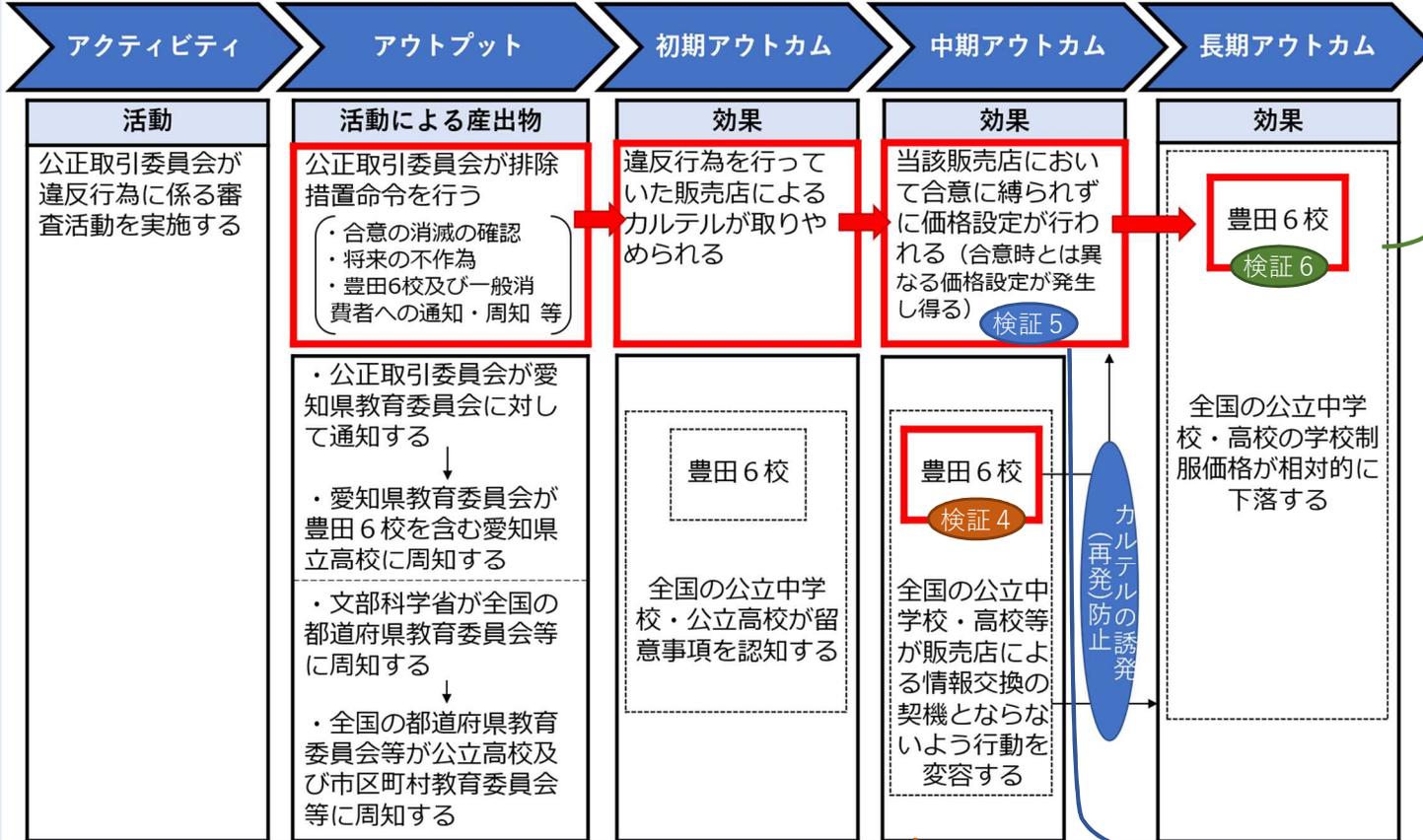
平成29年報告書公表後に提言内容を実施した学校の制服価格は、提言内容を実施していない学校の制服価格に比べて下落傾向

提言実施から3年後には6.9%の価格低減効果

（イベントスタディ・デザインを用いた Staggered差の差分析の結果）

②令和2年命令の事後検証の結果

▼ 令和2年命令の事後検証におけるロジックモデル



検証4 ● 豊田6校における対応（中期アウトカム）

豊田6校において、販売店による価格カルテルの誘発を防止するよう行動が取られていることを確認

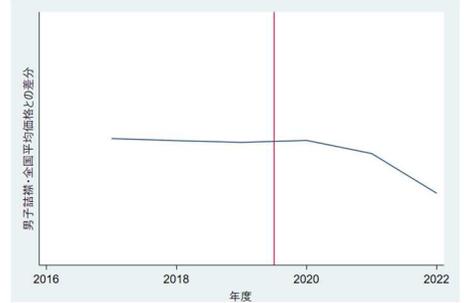
検証5 ● 販売店ごとの価格の動向に関する分析（中期アウトカム）

豊田6校の制服において、違反行為の合意（制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意）と相反する価格設定の動き

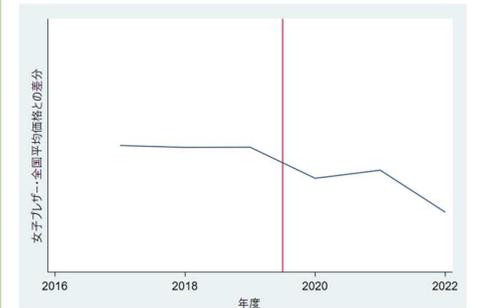
例：指定販売店のうちある販売店は一年度前と比較して価格を据え置く一方、他の販売店は一年度前と比較して価格を引き下げる、等

検証6 ● 豊田各校の価格下落状況の分析（長期アウトカム）

▼ 豊田各校詰め襟（一校の例）と全国の価格差



▼ 豊田各校女子ブレザー（一校の例）と全国の価格差

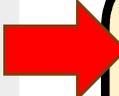


合意の消滅後、「豊田各校の制服価格」と「全国の学校制服の平均価格」の差分（前者から後者を引いた金額）が減少傾向

豊田各校の制服価格が相対的に下落傾向

●事後検証の結果と意義

- 平成29年報告書の提言事項について学校における実施が一定程度進展。こうした提言事項の実施が**学校制服価格を低減させる効果**
- 学校制服の販売店における、価格カルテルに係る合意の消滅後に、豊田各校における**学校制服価格が相対的に下落**（また、豊田6校において制服販売店の情報交換の契機とならないよう行動が変容）



ブレザー（上下）
1着あたり2,000円程度の価格低減効果（保護者負担の軽減）



結論

●学校関係者に対する期待

- 制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するよう、平成29年報告書における提言事項の実施を引き続き進めていくことが有効
- 販売店による価格カルテルを誘発しないため、指定販売店への依頼等が指定販売店による制服の販売価格についての情報交換の契機とならないようにすることが重要

 学校制服価格全般が上昇している中、上記取組が**保護者負担の軽減**につながる

●事後検証の示唆と今後の取組

- 学校の対応や制服価格の低下といったアウトカムは、事案に応じた多様なアウトプットが組み合わせられて発現
- 公正取引委員会としては、関係行政機関とも連携しつつ、学校関係者に対して積極的に本事後検証の結果やこれまでの提言等の周知を図ることによって、学校制服価格の低減を通じた保護者負担の軽減に向けた取組を今後も進めていく